

A219

療養環境加算

◆ 1床あたり8㎡以上である病室で算定



A219 療養環境加算

1日につき

療養環境加算

25点



入院1日につき

「療養環境加算」は、
1床あたりの平均床面積が 8m^2 以上である病室
に入院している患者について所定点数に
加算する。



▶ 施設基準 (療養環境加算)

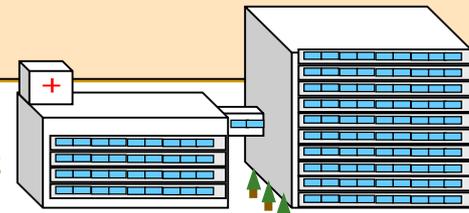
広い病室を評価したもの



施設基準

◆算定できる「単位」や「面積計算」

- 病棟単位で算定する。
- 病室に係る病床の面積が1床当たり 8.0m^2 以上である。
※ただし、病棟内に 6.4m^2 未満の病室を有する場合は算定不可。
- 要件となる1病床当たりの面積は、医療法上の許可等を受けた病床に係る病室（特別の療養環境の提供に係る病室を除く）の総床面積を当該病床数（特別を除く）で除した得た面積とする。
- 病棟内であっても、診察室、廊下、手術室等病室以外の部分の面積は算入しない。
※病室内にある「浴室・便所等」は面積の算入対象となる。



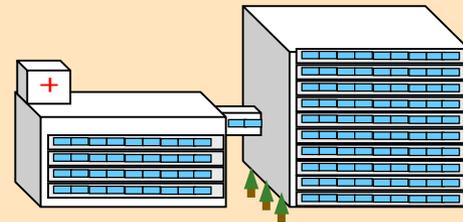
施設基準②

◆算定できる「単位」や「面積計算」

- ・ 特別の療養環境の提供に係る病床又は特定入院料を算定している病床もしくは病室については、本加算の対象から除外する。
- ・ 当該病院の医師並びに看護要員数は、医療法に定める標準を満たしている。

計算式

$$\left(\text{当該病棟の該当病室の総合計} \div \text{該当病床数} \right) > 8\text{m}^2$$



面積に入る区域、除外区域

◆含まれない区域（赤文字の部分）

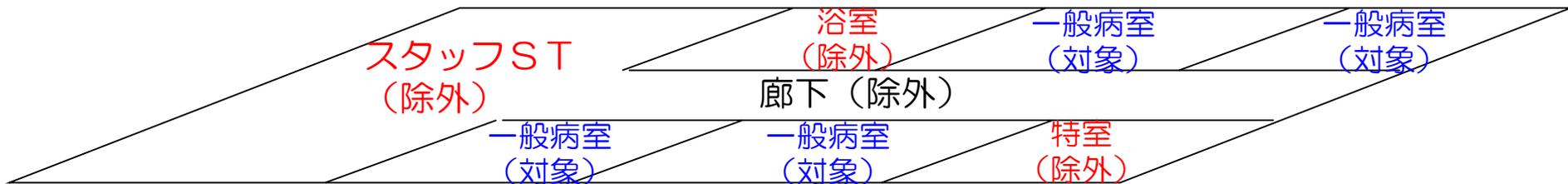
- 病室に含まれない「浴室」「廊下」「便所」が除外。
- 特室（差額室）も除外

◆含まれる区域（青文字の部分）

- 1床当たりの平均床面積が8㎡以上である病室（青文字の部分）

計算式

$$\left(\text{当該病棟の該当病室の総合計} \div \text{該当病床数} \right) > 8\text{㎡}$$



※病棟内に「6.4㎡未満」の病床がある場合は、当該病棟では算定不可